

## 五戸町PR動画関連著作物の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五戸町PR動画「五戸のおんこちゃん」を含む関連著作物の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 動画 五戸町PR動画「五戸のおんこちゃん」をいう。
- (2) 楽曲 動画内で利用される音楽をいう。
- (3) 楽譜 楽曲を演奏記号や符号などの記号によって書き表したものをいう。
- (4) 関連著作物 第1号から第3号までのもの及び町長が適当と認めるものをいう。

(利用の範囲)

第3条 関連著作物は、個人・団体が行う、五戸町のPRに資する活動において、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用することができる。

- (1) 町及び町民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (5) その他町長が不適当な利用と認めたとき。

(利用申請)

第4条 関連著作物の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、五戸町PR動画関連著作物利用承認申請書（様式第1号。以下「利用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町が業務のために利用するとき。
- (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で利用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で利用するとき。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）により認められた範囲内で利用するとき。
- (5) その他町長が適当と認めたとき。

(利用承認等)

第5条 町長は、前条の規定により利用承認申請書の提出があったときは、その内容について審査を行い、利用の承認又は不承認を決定し、五戸町PR動画関連著作物利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用を承認する場合において、町長は利用条件を付すことができる。

(利用料)

第6条 関連著作物の利用料は、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 関連著作物の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用承認を受けた内容にのみ利用し、町長が付した条件に従うこと。
  - (2) 関連著作物のイメージを損なう利用をしないこと。
  - (3) 関連著作物を無断で複製しないこと。
  - (4) 関連著作物を第三者へ販売しないこと。
  - (5) 関連著作物をインターネット（ホームページやブログ）に無断掲載しないこと。
- 2 第4条各号に掲げる承認を要しない利用をしようとする者についても、前項第2号から第5号を遵守しなければならない。

（報告義務）

第8条 利用者は、関連著作物の利用に関する事項について、町長から資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（利用承認の取消し等）

第9条 町長は、利用者が次の各号にいずれかに該当すると認められるときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
  - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。
- 2 町長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、その利用者に五戸町PR動画関連著作物利用承認取消通知書（様式第3号。以下「利用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 利用者は、第1項の規定により利用の承認を取り消された場合は、利用承認取消通知書の通知があった日以後、当該関連著作物を利用してはならない。

（責任の制限）

第10条 前条の規定により、関連著作物の利用を取り消した場合において、利用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

- 2 利用者が関連著作物の利用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（権利の設定の禁止）

第11条 利用者は、関連著作物について、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 利用者は、承認によって生じる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡又は承継させてはならない。

（争論等の解決）

第13条 関連著作物の利用に関し、第三者との間で論争又は訴訟が生じたときは、利用者の責任と費用負担において解決するものとする。

（損害賠償）

第14条 利用者の関連著作物の利用において、町に損害が生じたときは、町はその損害の賠償を請求できるものとする。

（その他の事項）

第15条 この要綱に定めるもののほか、関連著作物の利用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則（令和5年1月16日告示第1号）

この要綱は、告示の日から施行する。